

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成28年7月12日(火)午前10時00分から午前10時45分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(14人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 3番 千田 甚治 委員 4番 山地 康弘 委員

5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員

8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員 10番 難波 朋裕 委員

12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員

4 欠席委員(4人)

2番 柿本 太志 委員 11番 原田 龍五 委員 14番 黒岡 勝美 委員

15番 光田 稔 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 中桐 敏憲 委員 18番 小野 健児 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 7 号 「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について

報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 5 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 6 号 農用地利用配分計画について

報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主幹 前田 一郎 主任 日下部 啓司 主任 中村 英樹

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」	<p>ただ今から、平成28年7月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(14)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(10)番(難波 朋裕)委員と(12)番(亀山 徹)委員にお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小林主任と早乗副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁に7件の申請がありました。</p>

	<p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から7番について調査票をもとに説明】</p> <p>今回申請のありました1番から7番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。</p> <p>また、各地区協議会でご審議いただきましたが、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から7番までの計7件は、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から7番までの計7件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、2頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、2頁に3件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から3番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番についてですが、平成28年6月9日付けで取り下げとなっております。</p>

<p>議 長</p>	<p>2番と3番件についてですが、許可基準からみた検討状況は、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>以上により1番は取り下げ、2番と3番は許可意見とのことでした。</p> <p>また、許可意見とされた2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、2頁1番から3番までの計3件の内、1番は取り下げ、残り2件は、別添調査票のとおり、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、2頁1番から3番までの計3件の内、1番は取り下げ、残り2件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 早乗 副主任</p>	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、3頁から4頁にかけて8件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、1番から調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番から3番についてですが、特に問題はございませんでした。</p> <p>4番についてですが、申請地の一部が農地転用の許可なく地上げされ、また資材置き場・駐車場で利用されていまして。このことについて来月の倉敷東地区協議会で申請人から事情を伺う必要があるため、保留とのことでした。</p>

<p>議 長</p>	<p>5番から8番についてですが、特に問題はありませんでした。</p> <p>以上により4番は保留、1番から3番、5番から8番の7件は許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この7件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、3頁1番から4頁8番までの計8件の内、4番は保留、残り7件は、別添調査票のとおり、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、3頁1番から4頁8番までの計8件の内、4番は保留、残り7件は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、5頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 則本主任</p>	<p>則本でございます。それではご説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、5頁に2件の申請がありましたが、前回から保留の案件です。</p> <p>1番についてですが、平成27年12月22日受付で賃貸人から賃貸借解除もしくは解約の申し入れの許可申請があり、申請人の主張が農地法第18条第2項第1号「賃借人が信義に反した行為をした場合」及び第6号「その他正当の事由がある場合」に該当するか否かを審議しました。</p> <p>お手元に配布しております資料をご覧ください。</p> <p>申請人の主な主張は</p> <p>平成25年以降の賃借料が不払いである。賃借人側から、賃借人が死亡したた</p>

め農地返還の連絡があったが、その際相続を受けていないと聞いたため、法定相続人でない者から解約申し入れは無効と認識している。現在は耕作されていない。

ということです。

処分理由案をご覧ください。

(3頁「4.農地法第18条第2項第1号の適用について」以降を朗読)

4 農地法第18条第2項第1号の適用について

(1) 農地法第18条第2項第1号の「賃借人が信義に反した行為をした場合」とは、通常賃貸人と賃借人の関係を持続することが客観的にみて不可能とされるような行為をいうのであり、特段の事情がなく、賃借人が賃料を長年に渡って滞納している場合や、賃貸人に無断で貸借地を無断転用、田畑転換等の用法違反、無断転貸等を行った場合、正当な理由なく耕作放棄を継続している場合など、賃貸人に対し賃貸借を継続するように求めることが公平にみて不合理である場合には信義違反に該当するものと評価される。

(2) 本件においては、以下の事情が認められることから、本号に該当しないと判断する。

賃貸人の主張では、当時の賃借人が死亡した後、賃借人の家族から土地の返還の話はされたが、その際、相続を受けていないと聞いたことから、法定相続人でないならば返還の申し入れは無効であると認識していた。法定相続人は契約の履行責任を負わなければならないため、賃借人宅へ法定相続人宛てに契約履行の督促状等を送り、現在に至っている。また、合意解約は成立しておらず、農地の返還に至っていないため、自分が土地の管理をすることはできないと認識している、と述べている。

賃借人の主張では、父の死亡後、賃貸人に対して返還を連絡し、次の方がすぐに耕作できるように耕耘機で耕した。農地は返還したと認識しており、今後耕作する予定はない、と述べている。

賃貸人の主張では、平成26年以降耕作はされておらず、また当事者双方の主張では、平成25年以降賃借料の支払いはされていない。

当委員会が平成28年1月16日及び7月3日に現地を確認したところ、1.5メートルほどの高さの雑草が繁茂していたが、平成26年1月当時の航空写真を確

認したところ、本件農地は荒れている状態ではなかった。当事者双方の主張と客観的事実から、平成26年以降耕作がされていないと考えられる。

民法第896条には、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」とあり、賃借権も相続の対象となる。賃借人側が書面により相続していなくても、相続人は賃借権を有することとなるため、相続人に対して耕作及び賃借料の支払いの権利義務が生ずる。

賃借人相続人が現在耕作せず、賃借料も不払いであることは債務不履行であるが、当事者双方とも、農業委員会の貸付地台帳に記載されている賃借人が亡くなった後、賃借人側から農地の返還を申し入れていることを認めている。

また、賃借人の主張では、書面による解約が必要であることは、昨年司法書士が訪ねてきた際に初めて知ったことで、本件農地は返還したと認識しているとしている。解約に際して、それぞれの主張に折り合いがつかないため合意が成立していないが、賃借人相続人は農地を返還したと認識していることから、耕作も賃借料の支払いも行っていないと判断される。

このことから、賃借人相続人の賃借料不払いと不耕作が直ちに「信義に反する行為」とまでは言えない。

5 農地法第18条第2項第6号の適用について

(1) 農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」とは、同項第1号から第5号までに掲げる事由に該当しない場合であっても、なお18条許可制度の趣旨から、当該具体的事情の下では許可することが相当と考えられる場合に用いるものであり、具体的には賃借人から解除する場合、賃借人が離農する場合等がこれに当たると解する。

国が示した「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日12構改B404、最終改正平成28年3月30日27経営3292)の第9の2の(4)「法第18条第2項第6号の判断基準」によると、「法第18条第2項第6号の『その他正当の事由がある場合』とは、賃借人の離農等により賃貸借を終了させることが適当であると客観的に認められる場合とする。これらの判断に当たっては、個別具体的な事案ごとに様々な状況を勘案し、総合的に判断する必要があるが、法第2条の2の責務規定が設けられていることを踏まえれば、賃借人が農地を適正かつ効率的に利用していない場合は、法第18条第2項第1号に該当しない場

合であっても、同項第6号に該当することがあり得る。このため、賃貸借の解約等を認めることが農地の適正かつ効率的な利用につながると考えられる場合には積極的に許可を行うべきである。」とされている。

(2) 本件においては、以下の事情が認められることから、本号に該当すると判断する。

上記4(2)で述べたとおり、当事者双方とも、貸付地台帳に記載されている賃借人が亡くなった後、賃借人側から農地の返還を申し入れていることを認めており、賃借人相続人は本件農地を返還したと認識しているため、耕作も賃借料の支払いも行っていないと判断されることから、賃借人相続人の賃借料不払いと不耕作が直ちに「信義に反する行為」とまでは言えない。

しかし、賃借人相続人が賃貸人に対して本件農地の返還を口頭で伝えて農地を返還したと認識し、今後耕作するつもりもないということは、このまま契約が継続されても賃借人相続人が適正な農地の利用を行うとは考えがたく、今後賃貸借契約を継続し得る状況とはいえないと判断される。

農地について権利を有する者の責務として、農地法第2条の2には「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」とある。賃貸人の主張では、農地返還後は民営の市民農園としての活用等を考えているが、すぐにできない場合は、地元のJA等に依頼して定期的に草刈りを行い、所有者の管理責任を果たすとしており、少なくとも耕作に供せられ得る状態に管理する意向があることが認められる。

6 総合判断

以上により、申請人が法第18条第2項第1号及び第6号に該当すると主張する事項については、法第18条第2項第6号「その他正当の事由がある場合」に該当するものと判断されるため、本件申請に対し、賃貸借の解約申し入れを許可することとする。

以上の内容について、倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、処分理由案のとおり農地法第18条第2項第6号に該当するものと判断されるため、賃貸借の解約の申し入れについて許可意見とのことでした。

次に2番につきましても、前回からの保留の案件です。

	<p>当事者間では解約の合意はできているとのことですので、賃貸人の代理人に、本件の取り下げ及び農地法第18条第6項に規定による合意解約の通知を提出するよう指導しておりますが、今日時点でまだ取り下げ届が提出されておられません。</p> <p>今回の案件について各地区協議会でご審議いただきましたが、1番につきましては、許可、2番につきましては、引き続き、取り下げ届と農地法第18条第6項に規定による合意解約の通知を提出するよう指導するため保留とのご意見でした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」は、5頁1番は許可、2番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですから、議案第4号は、5頁1番は許可、2番は保留とします。</p> <p>なお、許可とした1件につきましては、岡山県農業会議に意見聴取を行った後、許可書を交付することとします。</p> <p>次に、6頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、私と中桐委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから、退席いたします。これより、議事の進行は、農地部会長代理の栗坂委員さんをお願いします。</p> <p>(小野委員 中桐委員 退席)</p>
栗坂委員	<p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、6頁から10頁にかけて44件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がござ</p>

	<p>いました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借20件、使用貸借23件、所有権移転1件です。</p> <p>また、所有権移転の案件を除き、利用期間の更新は15件で、更新切れを含む新規は28件です。</p> <p>面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて104,282㎡です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが7件、農地所有適格法人によるものが8件、その他は個人です。</p> <p>また、借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>次に8頁25番の所有権移転について説明させていただきます。</p> <p>本件は農地中間管理機構による農地売買等事業による所有権移転です。</p> <p>この農地売買等事業は、農地中間管理機構が離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする担い手農家へ農地の売渡しや貸付けを行います。</p> <p>本件も農地中間管理機構が所有権を取得した後、担い手農家へ売渡しを行う予定です。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、44件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
栗坂委員	<p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は6頁1番から10頁44番までの計44件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
栗坂委員	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、6頁1番から10頁44番までの計44件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすも</p>

	<p>のとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、小野委員さんと中桐委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(小野委員 中桐委員 入室)</p>
栗坂委員	<p>小野委員さんと中桐委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>これより、議事の進行は、小野議長にお返しいたします。</p>
議 長	<p>では、議事を進めます。11頁をお開きください。議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。ご説明いたします。</p> <p>議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、1番についてですが、平成23年11月24日に自己住宅として農地転用許可を受けておりましたが、譲受人が住宅ローンの融資が受けられなくなったことから、事業の承継を行うものです。</p> <p>このことについて倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認と のことでした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」ですが、11頁1番は、承認ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第6号は、11頁1番は承認といたします。</p> <p>次に、12頁をお開きください。議案第7号「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について」を議題にします。</p>

事務局 早乗 副主任	<p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第7号【「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について】でございますが、倉敷市長から平成28年6月10日付（農第514号）で意見を求められています。これは、分家住宅7件を新たに農業振興計画に追加し策定するものです。</p> <p>この件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、23頁の回答案のとおり回答を行うことで承認されました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第7号「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について」ですが、23頁のように回答してよろしいかとのことでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第7号は承認といたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>次に24頁をお開きください。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の規定による許可処分の報告について 25頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告 について 30頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について 32頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について 40頁をお開きください。</p> <p>報告第5号 農地法第18条の規定による通知について</p>

事務局
中村主任

4 1 頁をお開きください。

報告第 6 号 農用地利用配分計画について

4 2 頁をお開きください。

報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

一括して事務局に説明をお願いします。

2 4 頁をお開きください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可処分の報告について」でございますが、2 4 頁に 1 件の申請がありました。

本件につきましては平成 2 8 年 6 月 8 日開催の農地部会において承認された、農地の競売に対する買受適格者が当該農地を落札したため、落札者より農地法第 3 条の規定による許可申請書が提出されたものです。

調査しましたところ、証明書交付時と事情が異なっていないと認められましたので、平成 2 8 年 6 月農地部会の議決に基づき、許可処分としたものでございます。

次に 2 5 頁をお開きください。

報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、2 5 頁から 2 9 頁にかけて 2 6 件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に 3 0 頁をお開きください。

報告第 3 号「農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、3 0 頁から 3 1 頁にかけて 1 2 件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に 3 2 頁をお開きください。

報告第 4 号「農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、3 2 頁から 3 9 頁にかけて 5 7 件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に 4 0 頁をお開きください。

報告第 5 号「農地法第 1 8 条の規定による通知について」でございますが 4 0 頁に 5 件の通知が農業委員会に提出されました。

	<p>以上2号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、3号から5号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に41頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農用地利用配分計画について」でございますが、41頁に2件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、平成28年5月1日付けで農地中間管理権を取得した農地において、借り手との使用貸借権が設定されたものです。</p> <p>次に42頁をお開きください。</p> <p>報告第7号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、42頁に2件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第7号については、すべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
事務局 池原次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成28年8月10日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切にご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、</p>

議事進行をすることができました。

次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、
よろしくお願いたします

これにて、散会いたします。

(閉会 午前10時45分)

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成28年7月12日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員